

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務

山口県公安委員会告示第5号

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示（平成18年山口県公安委員会告示第71号）の一部を次のように改正し、平成27年10月1日から施行する。

平成27年3月20日

山口県公安委員会

表一般国道の部316号の項の次に次のように加える。

435号	全域
------	----

改正後の山口県内の認定路線一覧

道路の種類	路線名	区間
一般国道	2号	山口県の全域
	9号	山口県の全域
	188号	全域
	190号	全域
	191号	山口県の全域
	262号	全域
	316号	全域
	<u>435号</u>	<u>全域</u>
	437号	山口県の全域
	490号	全域
県道	岩国玖珂線	全域
	下関長門線	全域
	下松田布施線	全域
	下松新南陽線	全域

※ 注

                     部分は、今回の改正で新たに追加された路線です。